

ID: 218

担当部署: 都市整備課

処分の概要	家賃の減免等		
例規名 根拠条項	高根沢町営住宅管理条例 第16条(第30条第3項、第32条第3項及び第52条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成9年条例第26号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第16条の規定による。 (家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第16条 町長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、町長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日